

# 一 駒 沢 中 学 校 生 徒 会 規 約 一

## 第1章 総 則

第1条 本会は、世田谷区立駒沢中学校生徒会と称し、全校生徒で組織する。

第2条 本会は、教職員の指導と助言のもとに会員相互の必要な態度と、習慣を身につけるとともに、会員相互の親睦を図り、秩序ある学校づくりを目的とする。

第3条 本会で議決された事項は、校長の承認を得てから実行する。

## 第2章 本部役員

第4条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名（2年生1名、1年生1名）、庶務3名（学級減に伴い、副会長を1名とすることもあり得る）。

第5条 本会の役員の任期は、10月1日から翌年9月30までの年間1期制とし、公選され再任を妨げない。

第6条 会長は本会の代表者であり会務を総理し、生徒総会及び生徒協議会、役員会、選挙管理委員会を招集する。

第7条 副会長は会長を常時補佐し、会長に事故のあったときはこれを代行する。

第8条 庶務は生徒会運営に必要な諸事務を遂行する。

第9条 本部役員の選挙は、各学級から2名ずつ選出された委員（選挙管理委員）によって構成される委員会が管理する。

第10条 生徒会選挙規定は、これを別に定める。

## 第3章 組織及び運営

第11条 本会は第2条の目的を達成するために次の機関をおく。

- |            |          |
|------------|----------|
| 1. 生徒総会    | 2. 生徒協議会 |
| 3. 役員会     | 4. 専門委員会 |
| 5. 学級委員会   | 6. 学級会   |
| 7. 選挙管理委員会 | 8. 実行委員会 |

### 第1節 生徒総会

第12条 生徒総会は、本会の最高機関であり、全会員で組織する。

第13条 生徒総会は、次のときに校長の承認を得て開催する。

（定期総会）

- ・年2回 前期生徒総会（5月）、後期生徒総会（11月）

（臨時総会）

- ・会員の3分の1以上の要求があったとき
- ・校長からの要請があったとき
- ・生徒協議会の要求があったとき
- ・会長が必要と認めたとき

第14条 生徒総会の議長団は、全会員の中から公募により選出される。

第15条 生徒総会においては、次のことを行う。

- ・役員の紹介、任命式に関する事項。（時程の関係で別日程とすることもある）
- ・生徒会本部、各専門委員会等の活動方針ならびに活動計画の提案と承認に関する事項。
- ・生徒会規約の改正に関する事項
- ・生徒会選挙規定の改正に関する事項
- ・その他、生徒会活動に必要な事項

## 第2節 生徒協議会

第16条 生徒協議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、各学級委員、各専門委員会の委員長、本部役員により構成される。

第17条 生徒協議会の議長団は、学級委員または専門委員会の委員長の中から選出されることが望ましい。

第18条 生徒協議会は、次のときに校長の承認を得て開催する。

(定例会)

- ・毎月1回

(臨時会)

- ・生徒協議委員の4分の1以上の要求があったとき
- ・校長からの要請があったとき
- ・会長が必要と認めたとき

第19条 生徒協議会においては、次のことを行う。

- ・生徒総会への議案の検討とその提出に関する事項
- ・校長から付託された事項
- ・生徒会選挙規定の改正に関する事項
- ・その他、生徒会活動に必要と認められる事項

第20条 生徒協議会においては、全会員ならびに教職員の傍聴が認められる。(事前に申し出が必要)

## 第3節 役員会

第21条 役員会は、第4条に規定する本部役員全員で組織する。

第22条 役員会は、定期的及び必要に応じて開催し、次のことを行いながら、生徒会運営の円滑化を図る。

- ・生徒会運営の推進
- ・生徒協議会への議案の検討とその提出
- ・校長との懇談
- ・その他、必要と認められた事項

## 第4節 専門委員会

第23条 専門委員会は、各学級から男女各1名ずつ選出され、校長から認証された委員で組織される。原則として、この委員の任期は2期制（4月～9月、10月～3月）とし、再任を妨げない。

ただし、視聴覚委員については、その仕事の性格上、原則として任期を1期制として活動することとする。

1. 視聴覚委員会 各学級男女各1名
2. 生活委員会 各学級男女各1名
3. 体育委員会 各学級男女各1名
4. 図書委員会 各学級男女各1名
5. 美化委員会 各学級男女各1名
6. 保健委員会 各学級男女各1名

第24条 各専門委員会は、月1回開催し、委員長（1名）、副委員長、書記は、各委員による互選とする。

## 第25条 各専門委員会においては、次のことを行う。

- (1) 視聴覚委員会は、校内放送や行事での放送に関する仕事を中心に行う。
- (2) 生活委員会は、校内の生活規律の維持や向上をめざすとともに、月目標（「人格の完成を目指して」より）、生活安全、ベルマーク収集に関する仕事を中心に行う。
- (3) 体育委員会は、体育に関する学級の仕事及び体育的行事の計画、運営を援助する仕事、地域スポーツ交流に関する仕事を中心に行う。
- (4) 図書委員会は、学校図書の貸出し、整理、紹介等、学校図書館及び学校図書の管理に関する仕事を中心に行う。
- (5) 美化委員会は、校内の環境美化の中心となり、清掃点検及び備品の整備に関する仕事を中心に行う。
- (6) 保健委員会は、校内における会員の健康管理や保健衛生に関する仕事を中心に行う。

### 第5節 学級委員会及び学級会

第26条 学級委員会は、学年ごとに各クラス学級委員で組織する。原則として、委員の任期は2期制（4月～9月、10月～3月）、学級委員長（1名）は、各学年の学級委員の互選とする。

第27条 学級委員会は、学年内の問題について討議し、解決や改善をめざす。また、他の学級の問題解決にも援助、協力する。

第28条 学級会は、学級全員で組織し、学級内の問題について討議し、解決や改善をめざす。

### 第6節 選挙管理委員会

第29条 選挙管理委員会については、生徒会選挙規定でこれを定める。選挙の公正を期するため、生徒会の他の機関とは独立してその活動にあたる。

### 第7節 実行委員会

第30条 実行委員会は、必要に応じて設置する。

第31条 実行委員会の名称、委員構成、任期、仕事内容等は、設置の際に、生徒協議会、学級委員会等で定め、校長が承認する。

## 第4章 規約改正

第32条 本規約の改正は、生徒協議会において定員の3分の2以上の賛成でこれを発議し、生徒総会において過半数の賛成を得た後、校長の承認を必要とする。

## 第5章 付 則

第33条 各機関の内規は、その機関において自治的に定めることができる。

第34条 すべての集会は、担当の本校教職員の指導と助言のもとに開催するものとする。

第35条 生徒総会及び生徒協議会における議決は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第36条 本改正規約は、平成13年4月1日より施行する。

第37条 本改正規約は、校長による文言修正を経て、平成25年5月11日より施行する。